

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

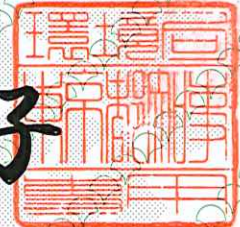
住 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 3 3 番 8 号

氏 名 日本貨物鉄道株式会社
代表取締役 犬飼 新

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 1 4 条の 4 第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 5 年 3 月 3 0 日

許可の有効年月日 令和 1 0 年 3 月 2 9 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）
- ② 廃酸（pH 2. 0 以下のもの）
- ③ 廃アルカリ（pH 1 2. 5 以上のもの）
- ④ 特定有害産業廃棄物
 - ア. 廃ポリ塩化ビフェニル等
 - イ. ポリ塩化ビフェニル汚染物
 - ウ. ポリ塩化ビフェニル処理物
 - エ. 廃水銀等
 - オ. 廃石綿等
 - カ. 金属等を含む廃棄物（裏面別表のとおり）

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成 10 年 3 月 3 0 日 新規許可
令和 5 年 3 月 3 0 日 更新許可 第 5 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第 10 条の 12 第 2 項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

許可番号

第13-50-004578号

別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス-一・二・ジクロロエチレン	一・一・二トリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	一・三・ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四・ジオキサン	ダイオキシン類
燃え殻		—	—	○	○	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○
汚泥		—	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃油		—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○	—	○	—
廃酸		—	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
廃アルカリ		—	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
鉍さい		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ばいじん		—	—	○	○	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○
指定下水汚泥		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

【備考】・表中の「○」は取扱うことができるもの、「—」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)